

特別支援学校等在籍児童生徒補助金交付要項

高砂市教育委員会

1 (目的)

国公立特別支援教育諸学校小学部及び中学部（以下特別支援学校等という）に在籍する学齢児童及び生徒について、その保護者に対し、学用品費、通学用品費及び教育費、就学に係る費用の一部を補助することとし、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

2 (補助対象資格)

高砂市内に住所を有し、本年度の5月1日に特別支援学校等に在籍する児童及び生徒の保護者とする。

3 (補助金の額)

年額 11,000円とする。

4 (補助金交付の申請)

補助金を受けようとする保護者は、別紙様式により教育委員会に申請しなければならない。なお、申請の時期は、別に教育長が定める。

5 (補助金交付決定通知)

教育委員会は、4の規定により申請があった場合は審査を行い、その可否を当該保護者に通知しなければならない。

6 (補助金の返還)

年度途中で児童及び生徒の死亡あるいは、転学等により2の条件を満たさなくなった場合も、返還の義務はないものとする。

7 (補則)

その他必要な規定は、別に教育長が定めるものとする。

8 (改正期日)

この要項は平成19年4月1日から施行する。

この要項は令和3年4月1日から施行する。

この要項は令和6年4月1日から施行する。